

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代雄己	規	
件名	東大和市組織規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	保育課			
<p>1 要旨</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月から幼児教育の無償化が開始される。これに伴い、新たに、子育てのための施設等利用給付の対象施設等の確認及び当該対象施設等を利用した際に要する費用の支給に関する事務が生じる。また、これまで保育料の一部として徴収していた給食費（副食費）について、令和元年10月以降は各施設で給食費として徴収することとなることから、新たに給食費に関する事務が生じる。</p> <p>このことから、新たに生じる事務を事務分掌に追加するため、組織規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>別表第2に定める事務分掌の改正</p> <p>ア 保育課管理・給付係</p> <p>① 「特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。」を追加する。</p> <p>② 「施設等利用費の支払に関すること。」を追加する。</p> <p>イ 保育課保育・幼稚園係</p> <p>① 「教育・保育給付の支給認定に関すること。」を「教育・保育給付認定に関すること。」に改める。</p> <p>② 「施設等利用給付認定に関すること。」を追加する。</p> <p>③ 「保育料に関すること。」を「保育料及び給食費に関すること。」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和元年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>事務分掌が明確となり、新たな事務への円滑な対応が可能となる。</p>					
2 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課において審査済み					
3 留意事項（問題点等）					
特になし					
4 主管部処理案（検討結果等）					
庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。